

## 税務情報

### 電信業が増値税改革試験の対象となる

#### デロイト中国発行「Tax Newsflash」より

2014年4月30日、財政部及び国家税務総局は財税[2014]43号通達(以下“43号文”と略称)を公布し、2014年6月1日から電信業が増値税改革試験の対象に加わることを明らかにした。現在、電信業は3%の営業税の対象とされている。

#### 政策の要点

##### 課税範囲及び税率

中国国内において電信サービスを提供する企業及び個人は、以下の税率により増値税を納付することとなる。

	増値税税率	例
基礎電信サービス	11%	固定通信ネット、移動通信ネット、衛星、インターネットを利用した音声通話サービスの提供、及び帯域幅のリース或いは販売の業務
付加価値電信サービス	6%	<ul style="list-style-type: none"><li>固定通信ネット、移動通信ネット、衛星、インターネット、ケーブルテレビネットワークを利用したショートメッセージ/マルチメディアメッセージサービス、電子データ及び情報の伝送又はアプリケーションサービスの提供</li><li>インターネット接続サービス</li><li>衛星テレビ信号の受信と配信サービス</li></ul>

##### 特定の取引に関する税務処理

財税[2013]106号通達における増値税改革試験に関する一般規定は電信業にも適用される。その上で、43号文では電信業の特定の取引に対し、以下のような規定を設けている。

- 1) 一般納税者が通信業サービスを提供する際に、利用者へ SIM カード、通信端末(例えば携帯電話)などの物品或いは通信業サービスを付帯的に供与する場合、受け取った全ての代金及び価格外費用を分けて計算し、それぞれの適用税率により増値税を計算する(即ち、物品には 17%、基礎通信サービスには 11%、付加価値通信サービスには 6%の税率が適用される)。

通信サービス事業者は通常、複数のサービス及び物品を含む通信業務販売モデルを採用している(即ち、業務販売時に現物或いはその他の業務を付帯的に供与する)。現行の流通税政策によれば、このようなサービスにおいて無償で供与されるものは営業税の課税範囲にも増値税の課税範囲にも属さない。増値税改革試験の対象となった後、上述の区分計算の規定により、このような販売モデルに係る税務処理はより複雑になるため、通信サービス事業者の税務コンプライアンスコストも増加することになる。

- 2) 国内企業及び個人が国外企業へ通信サービスを提供する場合には、増値税を免除する。43号文では言及されていないが、国家税務総局 2013 年 52 号公告と類似の免税に係る届出手続き及び資料要求が上述の免税政策にも適用される可能性がある。
- 3) ポイント交換により供与する通信業サービスについては、増値税を徴収しない。
- 4) 2015 年 12 月 31 日まで、国内企業である一般納税者が衛星を通じて提供する音声通話サービス、電子データ及び情報の伝送サービスについては、簡易課税方法を選択して増値税を計算することができる(即ち、税込売上高の 3%により納付すべき増値税額を直接計算し、仕入税額は控除しない。)

## コメント

通信業が増値税改革試験の対象となることは早くから期待されていたことであり、急速に発展する通信業にとって重要な一歩である。通信業に適用される 11%と 6%の増値税税率は現行の 3%の営業税税率と比べ、明らかに高い。従って、通信サービス事業者が価格の調整を通じて増加する増値税コストを顧客に転嫁できないならば、税率が高くなることによる負の影響を小さくするため、十分に控除可能な増値税仕入税額があることが必要となる。一方で、通信業が増値税改革試験の対象となった後、通信設備のサプライヤーが受け取る増値税はその顧客(即ち、通信サービス事業者)で控除できるようになる。このことは通信設備のサプライヤーにとって業務の発展を促す朗報と言えるだろう。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited